

- ・銀行振込依頼書
- ・振込先通帳のコピー（通帳表紙の裏） ※無通帳の場合は、口座情報がわかる画像を印刷したもの
- ・旅費精算がわかる交通機関から発行された利用証明画像等（例：電車・バスの利用証明や交通系 IC カードの履歴、交通費がわかる検索画面の画像を印刷したもの）

2. 課外活動団体に所属する学生の全国大会出場に関する援助金

甲南大学父母の会では、課外活動団体に所属する学生が、全国大会等に出場する場合は、1 大会につき、1 団体あたり総額 40 万円までの援助を受けることができます。個人への支援については、上記総額のうち、1 名あたり 10 万円以内の援助となります。

3. 課外活動団体に所属する学生の海外派遣に関する援助金

甲南大学父母の会では、課外活動団体に所属する学生が、国・地域または連盟等を代表して海外に選抜派遣される場合は、1 度の遠征につき、1 団体あたり総額 30 万円までの援助を受けることができます。個人への支援については、上記総額のうち、1 名あたり 10 万円以内の援助となります。なお、派遣される地域が比較的遠い場合（アジア以遠）は、1 度の遠征につき、1 団体あたり総額 60 万円までの援助を受けることができます。個人への支援については、上記総額のうち、1 名あたり 25 万円以内の援助となります。

4. 課外活動団体に対する補助金

甲南大学父母の会では、以下の項目への補助を行っています。

- ① グラウンドその他、大学の施設不足を補って利用する体育施設の使用料その他経費
- ② その団体の活動に必要であり、かつ、多年にわたって使用する備品
（その購入経費が、その団体の負担能力を著しく超えると思われる場合）
- ③ 長期間使用する機器備品の修理費の一部

5. 課外活動団体の保険料補助

甲南大学父母の会では、団体の性格上、傷害保険の加入が不可欠である団体は以下の要領で保険料の一部を補助します。

- ① 補助金は、年間納付保険料の 3 分の 2 以内とし、1 団体につき年間 10 万円を限度とします。
- ② 補助金の申請は、当該年度内 1 回に限って申請でき、当該年度内に申請がない時は補助しないものとします。
- ③ 対象は課外活動団体に所属する学生で、指導者は対象外とします。